



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『フィンテック経営』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 1

## 2016 Vol.146

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

### ■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114

## 会長室から、こんど~です

皆様

明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

例年になく暖かく過ごしやすいお正月でしたが、いかがでしたでしょうか？

私はいつものように箱根駅伝を見て盛り上がりました。

今年も熊本出身の選手が活躍しましたね。うれしいことです。

そして神社にお参りに行きお願いとお礼をしてきました。神社に行ったら先に「いつもありがとうございます」と言ってから控えめにお願いをします。



さて1月といえば何と言いましても年末調整です。5日の仕事始めから土曜日のお休みも返上してみんな頑張ります。

年末調整の還付金ってうれしいですよ〜、そのお手伝いさせていただいております。皆様お待ちかねのお小遣いもうすぐお手元に届きます。

そしてその後は市役所への届け出、償却資産の申告、法人の決算とおかげさまで大忙しです。みんな競争して早く終わらせようとしています。

ですが最近競争という言葉自体をあまり聞かなくなりました。私は競争をしないと自分の実力がアップすることなく（成長しない）衰退していくと考えています。

### 競争の原理

競争そのものは痛みを伴うものなので、競争のない世界であればとも思いますが、本当に競争がなくなると外部からであれ、内部からであれ、その存在自体が根本的に破壊してしまうと、以前経営人間学講座でトムソンガゼル（鹿）の例で勉強したことがあります。

ゆったりと草を食べているガゼルの群れの中にライオンが現れ一頭があっという間に殺されてしまいました。そこでライオンをすべて退治してしまったら、しばらくするとガゼルもいなくなってしまうのです。

実はライオンが狙って殺したガゼルは弱ったガゼル（病気のガゼル）だったので、ライオンはガゼルの群れを守っていてガゼルとライオンは共存していたのでした。そしてガゼルの本当の敵は病気だったのでした。

**問題が会社を守る⇒ ガゼルはライオンという問題を抱えていたからよかった。**  
**ライオンがいなくなった為に同じガゼルの中から敵が出てきた。**

**敵に非ざる敵を敵と誤解する⇒ 目標と目的を取り違える。**  
**正しく物事を考えられる人間が企業に必要。**  
**つまりライオンが必要。**

競争しないで済まないのが世の中の摂理です。

企業環境は競争の中から真の価値を生み出し、お客様のため、社員のため、社会のために努力し続けねばなりません。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『フィンテック経営』について

明けましておめでとうございます。今年も変化に対応しながらみなさまとともに成長できる年であります様に、1年を過ごしたいと想います。

ところで新年号という事で、いま世界で一番ホットで一番革命的な現象についてお伝えしたいと思います。それは**フィンテック**です。

『**フィンテック**とは、**ファイナンス（金融）**という**お金**と**技術**という**テクノロジー**』から生まれた造語です。世界中で**ICT（情報通信技術）**の行き付き先が、**クラウド**（高度のセキュリティ機能を要し専用のソフトとアプリをも備えたデータセンター）でありあらゆる業界のクラウド同士を繋げ活用した**クラウド革命**が、起きています。



クラウド革命については、色々と言われている所もありますが、その中でも『**お金**』というものは、すべての事業における日常業務の大動脈です。『**お金**』と『**技術**』の融合といいますが、その『**技術**』とはまさしくICTの事なのです。

経営における全ての売上・仕入・給料等経費の請求支払という行為が電子マネー化され、あらゆる企業における経営方法が変わると言われています。既存の銀行自体の存続さえも危ぶまれる様な**フィンテック革命**なのです。

また全ての一般企業においては、経営の方法さえも変えてしまいます。無くなる仕事と新しい仕事が、生まれるという事です。**入金決済確認事務・支払決済確認事務などお金にまつわる世の中の経済構造が、変わるという事です。**

これは企業活動における商圈や販売形態、仕入支払などに関するマーケティングや決済方法までをも劇的に変化させると言われています。国家を挙げて銀行業界やあらゆる企業が、**クラウド化・IoT化（あらゆる物がインターネットに繋がる現象）・ビッグデータ化（知見不要の大量なデータ）・AI化（人工知能）・ロボット化**などの研究にしのぎを削っています。

この5年後、如何に劇的に世の中は変化しているのでしょうか？誰にも予測が付きません。ただ言える事は、間違いなく世の中が変化進化して世界中の人間の生産活動や消費活動のスタイルが変わるという事です。という事は、テクニックとしての経営システムも変わるという事です。世界中から情報を集めて、いろいろな経営システムなどを取り入れる準備が、必要ですね！！

時代環境を知り一般方向を間違う事がない様に、今年も1年内省と勉強ですね！！そんなことを考えながら新年を迎えました。是非みなさまも**フィンテック経営**について、自社の商圈や業種においてどのような影響を与え、またどの様に**フィンテック経営**を取り入れる事が出来るかについて検討されてみてください。



最後になりましたが、今年も変化の激しい年です。お互いにとって活躍できる良い年であります様に、お祈り致します。

（創業の地：熊本県八代事務所にて）



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「個人の確定申告」

あけましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお願いいたします。

年が明けますと、すぐに確定申告の時期がやってきます。

すでに還付申告は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。よって、平成27年で2カ所給与や医療費がある場合は申告期限を待たずして還付を受けれます。

さて、今年、第一回目は、忘れがちな個人の確定申告についてのお話です。

事業を継続して営んでる方は、毎年、確定申告をされているかと思います。今回は、毎年、確定申告をされている方、または、されていない方でも、確定申告が必要な場合をご紹介します。

まずは、

#### 一般的な確定申告が必要な方

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1カ所から受け、不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 源泉徴収されない給与がある方
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出せずに退職金を受け取り、20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人

次に

#### 忘れがちな確定申告が必要な方

- 不動産や事業用資産の譲渡があった方
- 同族会社への譲渡
- 同族会社から、貸付金の利子や地代・家賃の支払いを受けた方
- 株式の譲渡損失
- 太陽光発電の売電収入・・・給料以外の年間所得が20万円を超える方
- 保険満期金があった方

その他、

#### 贈与を受けた方の申告もお忘れないように

- 金銭や不動産などの贈与を受けた価額の合計額が110万円を超えるとき
- 相続時精算課税を適用するとき

また

- 配偶者への居住用財産の贈与
- 教育資金一括贈与
- 住宅取得等資金の贈与

などの特例を受けられたときの申告もお忘れなく。

申告期限は、所得税・贈与税共に3月15日となります。

平成27年度を振り返り、申告が必要な場合は、早めのご準備をお願いいたします。



岡村泰



**編集後記**：明けましておめでとうございます。本年もたいせい通信をよろしくお願いいたします。年末年始とあつという間に過ぎて、これから繁忙期を迎えていきます。今年は申年、申年の人は機転が利き、行動力があるそうですよ！？そんなおさるさんに行動力を発揮してもらって繁忙期を乗り越え、元気よく楽しい2016年にしたいですね♪